

平成 2 9 年 9 月
平成 2 9 年 第 3 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第16号	平成28年度栃木市継続費精算報告書	1
報告第17号	平成28年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書	3
報告第18号	平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
報告第19号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	7
報告第20号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	11
報告第21号	栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業報告書の提出について	15
報告第22号	一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業状況報告書の提出について	16
報告第23号	株式会社観光農園いわふねの平成28年度経営状況説明書の提出について	17
議案第78号	平成29年度栃木市一般会計補正予算（第3号）	別冊
議案第79号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊
議案第80号	平成29年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第81号	栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の制定について	18
議案第82号	栃木市篤志奨学金給付条例の制定について	22
議案第83号	栃木市篤志奨学基金条例の制定について	27
議案第84号	栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第85号	栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第86号	栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について	34
議案第87号	財産の取得について	36

議案第 88 号	財産の取得について	37
議案第 89 号	平成 28 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について	38
議案第 90 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	39
議案第 91 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	40
認定第 1 号	平成 28 年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について	41
認定第 2 号	平成 28 年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	42
認定第 3 号	平成 28 年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	43
認定第 4 号	平成 28 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の 認定について	44
認定第 5 号	平成 28 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定） 歳入歳出決算の認定について	45
認定第 6 号	平成 28 年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	46
認定第 7 号	平成 28 年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	47
認定第 8 号	平成 28 年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の 認定について	48
認定第 9 号	平成 28 年度栃木市水道事業会計決算の認定について	49

平成 28 年度 栃木市 継続費 精算 報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国庫支出金	地方債	その他	
10	3	大平中学校校舎等整備事業	27	1,616,179,000	353,523,000	1,262,600,000	-	56,000
			28	725,632,000	81,995,000	507,200,000	-	136,437,000
			計	2,341,811,000	435,518,000	1,769,800,000	-	136,493,000

報告第16号

(単位:円)

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
763,150,000	156,468,000	606,500,000	-	182,000	853,029,000	197,055,000	656,100,000	-	△126,000
1,435,730,000	359,402,000	506,100,000	-	570,228,000	△710,098,000	△277,407,000	1,100,000	-	△433,791,000
2,198,880,000	515,870,000	1,112,600,000	-	570,410,000	142,931,000	△80,352,000	657,200,000	-	△433,917,000

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画			
				年割額	左の財源内訳		
					国庫支出金	企業債	損益勘定 留保資金等
1	1		平成	円	円		円
			27	145,800,000	42,300,000	-	103,500,000
資本的支出	建設改良費	寺尾地区簡易 水道事業	28	318,630,000	98,800,000	-	219,830,000
			計	464,430,000	141,100,000	-	323,330,000

報告第17号

実 績				比 較			
支払義務 発生額	左の財源内訳			年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財源内訳		
	国庫支出金	企業債	損益勘定 留保資金等		国庫支出金	企業債	損益勘定 留保資金等
円	円		円	円	円		円
144,000,000	48,000,000	-	96,000,000	1,800,000	△ 5,700,000	-	7,500,000
314,330,400	70,927,000	-	243,403,400	4,299,600	27,873,000	-	△ 23,573,400
458,330,400	118,927,000	-	339,403,400	6,099,600	22,173,000	-	△ 16,073,400

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 健全化判断比率

指 標 名 称	数 値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.56%
連結実質赤字比率	—	16.56%
実質公債費比率	10.5%	25.0%
将来負担比率	63.9%	350.0%

2 資金不足比率

会 計 名 称	数 値	経営健全化基準
栃木市水道事業会計	—	20.0%
栃木市下水道特別会計	—	20.0%
栃木市農業集落排水特別会計	—	20.0%
栃木市千塚町上川原産業団地特別会計	—	20.0%

3 監査委員の意見

別紙のとおり

注1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年7月26日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年6月10日、栃木市立大平中学校地内において発生した校内樹木の枝の落下事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町地内居住者

2 損害賠償の額

99,066円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

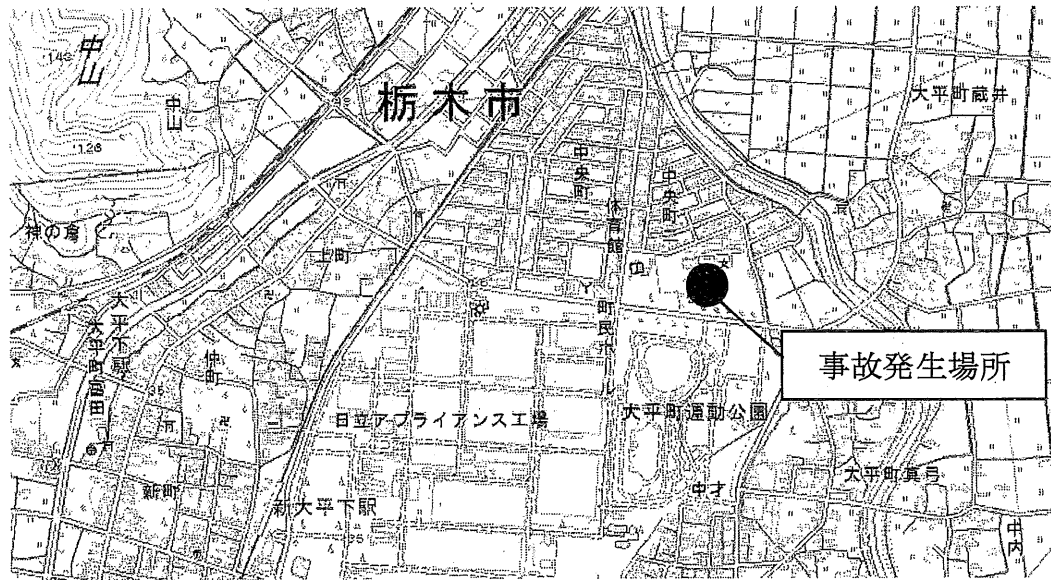
市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略

【事故発生場所】



※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.344262/139.716182/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0l0u0t0z0r0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



運動会で保護者の車を学校の敷地内に駐車させていたところ、強風のため木の枝が折れてしまい、その折れた枝が車のボンネット及びヘッドランプのカバーを損傷させてしまった。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年8月18日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年7月16日、栃木市立岩舟中学校地内において発生した部活動時における車両の物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町地内居住者

2 損害賠償の額

42,023円

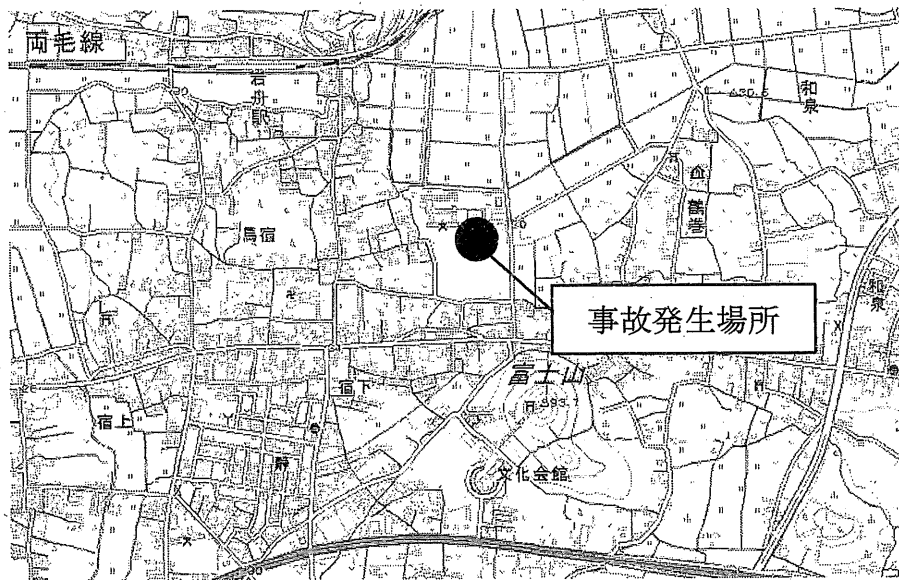
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

報告第19号と同じ。

【事故発生場所】

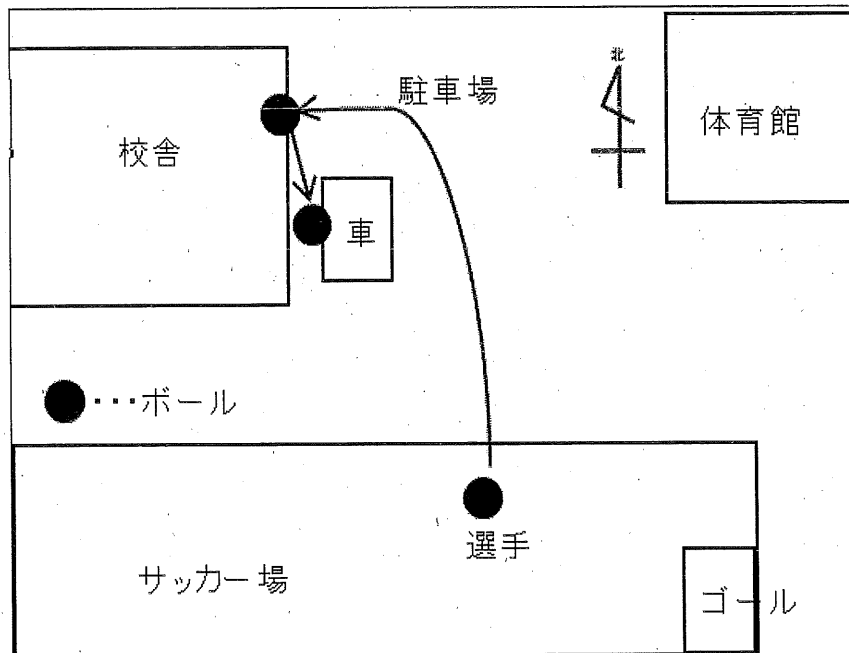


※ 上記の図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.321782/139.664361/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0l0u0t0z0r0f0>)

を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



課外活動でサッカー部が練習試合を行った際に、クリアしたボールが校舎の壁にぶつかって跳ね返り、駐車中の車両のドアミラーを損傷させてしまった。

栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業報告書の提出について

栃木市土地開発公社の平成28事業年度事業報告書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業状況報告書の
提出について

一般財団法人栃木市農業公社の平成28年度事業状況報告書を地方自治法
(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により別添のとおり
提出する。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

株式会社観光農園いわふねの平成28年度経営状況説明書の提出について

株式会社観光農園いわふねの平成28年度経営状況説明書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例の制定に
ついて

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 9 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会条例

(設置)

第1条 栃木駅前の市有地の一部を事業者を利用させるに当たり、企画提案方式による当該市有地を利用させる事業者の選定に係る審査を行うため、栃木市栃木駅前市有地土地利用事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、前条の審査を行い、その結果を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から選出された者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から答申がなされた日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、事業者の提案内容、事業遂行能力その他の考慮すべき事項を総合的に判断し、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

- 2 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員がその職を退いた後も同様とする。

(関係人の出席等)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市篤志奨学金給付条例の制定について

栃木市篤志奨学金給付条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 9 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市篤志奨学金給付条例

(目的)

第1条 この条例は、修学の意欲を有しながら経済的理由により修学が困難な者に対して栃木市篤志奨学金（以下「奨学金」という。）を給付し、地域社会に貢献できる有為な人材の育成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「奨学金」とは、市が給付する学資をいう。

2 この条例において「奨学生」とは、奨学金の給付を受ける者をいう。

(奨学生の資格)

第3条 奨学生は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

- (1) 奨学生又は保護者が本市に住所を有すること。
- (2) 経済的理由によって学資の援助を必要とすること。
- (3) 学業人物とも優秀と認められること。
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく大学、短期大学、高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）及び専修学校（修学年限2年以上の専門課程に限る。）に在学していること。
- (5) 日本学生支援機構奨学金その他の学資の給付を受けていないこと。
- (6) 栃木市奨学金貸付条例（平成22年栃木市条例第211号）に規定する奨学金の貸付けを受けていないこと。

(申請)

第4条 奨学生を希望する者（以下「志願者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 市内に存する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在学し、次条の規定による申請の日（以下「申請日」という。）後1年以内に当該学校の卒業を予定する者であること。
- (2) 申請日において、引き続き市内に6月以上住所を有すること。
- (3) 在学する学校の校長から推薦を受けた者であること。

第5条 志願者は、栃木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（給付の決定）

第6条 奨学生は教育委員会がこれを決定し、その数は予算の範囲内とする。

（奨学金の給付額）

第7条 奨学金の給付額は、月額3万円とする。

（給付期間）

第8条 奨学金の給付期間は、奨学生の在学する学校の正規の修学期間とする。

（奨学金の給付）

第9条 奨学金は、毎年6月及び9月に奨学生本人に給付する。

（奨学金の給付の休止）

第10条 奨学生が休学したときは、その期間の奨学金の給付を休止する。

（奨学金の給付の廃止）

第11条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を廃止する。

- (1) 奨学生が死亡又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。

- (3) 傷病等により卒業の見込みがないとき。
- (4) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 奨学生を辞退したとき。
- (7) 奨学生及び保護者が市外に転出したとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないとして教育委員会が認めるとき。

(奨学金の返還)

第12条 奨学生は、前条の規定により奨学金の給付が廃止されたときは、既に給付された奨学金のうち、当該廃止された事由が発生した日の属する月の翌月以後に係る奨学金を返還しなければならない。

2 奨学生及び保護者は、放校されたことにより奨学金の給付が廃止されたときは、既に給付された奨学金の全額を返還しなければならない。

(返還の猶予又は減免)

第13条 教育委員会は、奨学金の返還の義務を負う者が災害、傷病その他やむを得ない理由により、奨学金の返還が困難又は不能と認めるときは、奨学金の返還を猶予し、又はその全部若しくは一部を減額若しくは免除することができる。

(延滞金)

第14条 正当な理由がなく奨学金の返還を遅延したときは、延滞金を徴収することができる。

(成績表等の提出)

第15条 奨学生は、教育委員会が指定する期日までに、成績証明書及び在学証明書を提出しなければならない。

(届出)

第16条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 住所、氏名その他の重要な事項に変更があったとき。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条から第6条まで及び第17条の規定は、平成29年10月1日から施行する。

(栃木市奨学金貸付条例の一部改正)

- 2 栃木市奨学金貸付条例（平成22年栃木市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (8) 栃木市篤志奨学金給付条例（平成29年栃木市条例第 号）第1条に規定する栃木市篤志奨学金の給付を受けていない者

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第4号本文に規定する者のうち市内に存する学校に在学する者については、同項第1号の規定は、適用しない。

栃木市篤志奨学基金条例の制定について

栃木市篤志奨学基金条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 9 月 1 日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市篤志奨学基金条例

(設置)

第1条 栃木市篤志奨学金給付条例（平成29年栃木市条例第 号）により栃木市篤志奨学金を給付する事業の財源に充てるため、栃木市篤志奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、奨学資金を目的とする寄附金及び一般会計歳入歳出予算で定める金額を積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する奨学金の給付を行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

栃木市行政財産使用料条例（平成22年栃木市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表中「第6条」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定す
るものとする。

平成 29 年 9 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

栃木市条例第 号

栃木市健康福祉センター条例の一部を改正する条例

栃木市健康福祉センター条例（平成26年栃木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表栃木市大平健康福祉センターの部中

大会議室、小会議室及び研修室	午前8時30分から午後9時（月曜日 にあつては、午後5時15分）まで
多目的ホール、母子指導室 （プレイルームを含む。） 及び調理実習室	午前8時30分から午後5時15分 まで

を

大会議室、小会議室、研修室、多目的ホール、母子指導室（プレイルームを含む。）及び調理実習室	午前8時30分から午後9時まで
---	-----------------

に

改め、同部トレーニングルームの項中

午前9時30分から午後1時まで及び午後2時30分から午後9時（日曜日にあつては、午後7時）まで

を

午前9時30分から午後9時（日曜日にあつては、午後7時）まで

に

改める。

第5条第2項の表栃木市大平健康福祉センターの部中

大会議室、小会議室及び研修室	12月29日から翌年1月3日までの日
多目的ホール、母子指導室（プレイルームを含む。）及び調理実習室	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

を

大会議室、小会議室、研修室、多目的ホール、母子指導室（プレイルームを含む。）及び調理実習室	(1) 月曜日（ただし、その日が休日にあたる場合は、その翌日） (2) 12月29日から翌年1月3日までの日
---	---

に

改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年栃木市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第8条中「場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)」を加える。

第29条第1項中「第7条第4項」を「法第7条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

- | | |
|----------|--|
| 1 財産の表示 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 取得予定価格 | 37,152,000 円 |
| 4 取得相手 | 宇都宮市横田新町 3 番 47 号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 新井 将能 |

財産の取得について

救助工作車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

栃木市長 鈴木 俊 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の表示 | 救助工作車 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 165,564,000 円 |
| 4 | 取得相手 | 東京都千代田区神田須田町一丁目 16 番地 5
帝商株式会社
代表取締役 峰 直人 |

平成 28 年度栃木市水道事業会計剰余金の処分について

平成 28 年度栃木市水道事業会計未処分利益剰余金 1, 402, 242, 713 円のうち 840, 000, 000 円を資本金に組み入れ、562, 242, 713 円を減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 1 日提出

栃木市長 鈴木俊美

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市西方町本城337番地

氏 名 青木 利男

生年月日 昭和39年10月13日

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市大平町榎本654番地

氏 名 石原 謙太郎

生年月日 昭和23年8月24日

認定第1号

平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度栃木市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成28年度栃木市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

認定第4号

平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳
出決算の認定について

平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算につ
いて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定によ
り議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）

歳入歳出決算の認定について

平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度栃木市下水道特別会計歳入歳出決算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成28年度栃木市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市水道事業会計決算の認定について

平成28年度栃木市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により議会の認定を求める。

平成29年9月1日提出

栃木市長 鈴木俊美